

## 東郷町事務事業見直しに係る有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 事務事業見直しを実施するに当たり、高い識見を有する者等の意見を聴く場として事務事業見直しに係る有識者会議(以下、「有識者会議」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 有識者会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、別表で掲げる区分に応じ、高い識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、本年度実施する事務事業見直しに係る検討が終了するまでとする。

(座長)

第3条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議の円滑な運営と進行を総括し、有識者会議を代表する。

3 座長は、有識者会議の運営のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 有識者会議は、座長が招集する。ただし、初回の会議にあつては、町長が招集する。

2 委員の代理出席は、認めない。

(公開)

第5条 有識者会議の内容は、原則公開とする。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、企画部企画情報課に置く。

2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第3条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

別表

区 分
行政に関し識見を有する者
区・自治会活動に関し識見を有する者
福祉に関し識見を有する者
商工業に関し識見を有する者
農業に関し識見を有する者
教育に関し識見を有する者